

国民年金特別会計

○ 国民年金特別会計

(国民年金特別会計法 — 昭36.4.12 法63、国民年金特別会計法施行令 — 昭36.4.12 政 100)

この会計は、「国民年金法」(昭34 法141)に基づき、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な年金の給付等を行う国民年金事業を経営するため、「国民年金特別会計法」に基づいて設置されたものであり、昭和61年度は基礎年金制度創設に伴い、基礎年金に関する経理を区分して明確にする必要があるため新たに基礎年金勘定を設けたほか、国民年金勘定、福祉年金勘定及び業務勘定に区分されている。

◎ 基礎年金勘定

この勘定は、基礎年金事業の収支(業務勘定に係るものを除く。)を経理するもので、基礎年金の給付に要する費用に充てるための国民年金勘定及び厚生保険特別会計年金勘定からの受入金並びに年金保険者たる共済組合からの拠出金を主な財源として基礎年金給付費等の支出を行っている。

◎ 国民年金勘定

この勘定は、拠出制国民年金事業の収支(業務勘定に係るものを除く。)を経理するもので、保険料、運用収入及び国庫負担金を主な財源として年金給付等を行っている。

◎ 福祉年金勘定

この勘定は、福祉年金事業の収支(業務勘定に係るものを除く。)を経理するもので、国庫負担金を財源として福祉年金の給付を行っている。

◎ 業務勘定

この勘定は、基礎年金、拠出制国民年金及び福祉年金事業における業務取扱い、福祉事業に係る収支を経理するために設けられたものである。

国民年金特別会計のしくみ

